

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前			
(料金) 別表 (第 2 条関係) 1～24 (略)			(料金) 別表 (第 2 条関係) 1～24 (略)			
25 駐車場利用料			25 駐車場利用料			
利用 区 分	外来駐車場を 利用する時間帯 利用時間	新潟県立がんセンター 新潟病院	利用 区 分	外来駐車場を 利用する時間帯 利用時間	新潟県立 がんセン ター新潟 病院	新潟県立 新発田病院
患 者	3 時間まで	無料	患 者	3 時間まで	無料	
	3 時間超	100円		3 時間超	100円	無料
	2 日目以降	1 日までごとに100円を加算		2 日目以降	1 日までごとに100円を加算	
患 者 以 外 の 者	午前 6 時30分から 午後 9 時まで	30分までごとに100円を加算 (ただし最初の30分は無料)	患 者 以 外 の 者	午前 6 時30分から 午後 9 時まで	30分までごとに100円を加算 (ただし最初の30分は無料)	
	午後 9 時から翌日 の午前 6 時30分 まで	330円を加算		午後 9 時から翌日 の午前 6 時30分 まで	330円を加算	
ただし、医療費の自己負担のない患者が利用するとき、又は患者が利用する場合であって病院の設備、機器等の故障により利用時間が 3 時間を超えることとなったときは利用料の全部を免除し、患者が利用する場合であって病院長が病院側の事情により利用時間が 3 時間を超えることとなったものと認めるとき、又は患者以外の者が利用する場合であって病院長が診療その他病院の運営のため必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。			ただし、医療費の自己負担のない患者が利用するとき、又は患者が利用する場合であって病院の設備、機器等の故障により利用時間が 3 時間を超えることとなったときは利用料の全部を免除し、患者が利用する場合であって病院長が病院側の事情により利用時間が 3 時間を超えることとなったものと認めるとき、又は患者以外の者が利用する場合であって病院長が診療その他病院の運営のため必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。			
26～41 (略)			26～41 (略)			
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

- この規程は、令和7年11月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和7年11月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。